

物価高騰対応重点支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

本給付金は、令和5年度分の住民税が「均等割のみ課税の方」又は「均等割のみ課税の方と住民税非課税の方」で構成される世帯の世帯主に給付するものです。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (下記3つの条件全てを満たす世帯)

- ①令和5年12月1日時点において長岡市に住民登録がある世帯
- ②「**世帯全員**」が令和5年度住民税「**均等割のみ課税の方**」又は「**均等割のみ課税の方と住民税非課税の方**」で構成される世帯
※世帯全員が他の世帯の住民税課税者から扶養されている場合は対象外です。
- ③住民税非課税者のみで構成される世帯が対象となる「物価高騰対応重点支援給付金(7万円/1世帯)」の対象にならない世帯

4月上旬頃、市から「確認書」が届きますので
必要事項を記入・返送して下さい



期限：令和6年7月31日(水) ※必着



給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

給付金の支給時期

長岡市が確認書(または申請書)を
受理した日から3週間後が目安です。

※ご自身の世帯が該当と思われるのに4月下旬までにお知らせが届かない場合は、裏面記載のコールセンターへお問い合わせください。

裏面もご確認ください。

令和5年度「住民税均等割のみ課税」とは

住民税は「均等割」と「所得割」で構成されています。

前年の所得金額の多少にかかわらず、一定の所得がある方から年額5,000円（内訳：市民税3,500円 県民税1,500円）の定額を負担いただくのが「均等割」で、前年の所得金額に応じて負担していただくのが「所得割」です。

「住民税均等割のみ課税」とは、「均等割」が課税（5,000円）で、「所得割」が非課税（0円）の方です。【税額決定（納税）通知書】又は【課税証明書】（有料）で確認できます。

※住民税はその年の1月1日の住所地で課税されます。

※「税額決定（納税）通知書」はお住まいの市区町村や職場から5～6月に交付されます。（令和5年度住民税は令和5年5～6月頃交付されています）

長岡市が対象世帯であることを確認できない世帯

長岡市が住民票や課税情報などから本給付金の対象であることを確認できなかった世帯（表面の「確認書」が送られてこなかった世帯）のうち、ご自身の世帯が表面の「支給対象となる世帯」と思われる場合は、下記コールセンターへご連絡ください。**申請期限は令和6年7月31日（水曜日）【郵送の場合は必着】**となりますのでご注意ください。

【例】

- ・所得の修正申告等により令和5年度住民税の税額が変更になった方
- ・長岡市への転入日を令和5年12月1日以前に遡って設定された方
- ・確定申告や住民税申告が未申告等により、市が令和5年度の課税状況・扶養状況を確認できなかった方
- ・令和5年1月1日以降に扶養されていた配偶者と離婚した方など

こども加算について

本給付金の対象世帯のうち、同一世帯内に18歳以下の児童【平成17年4月2日以降に生まれた児童】がいる場合、対象児童1人あたり5万円が加算されます。

詳しくは、下記コールセンターへお問い合わせください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

長岡市給付金専用コールセンター



0258-39-2347

【受付日・時間】 平日8:30～17:15（市役所窓口でも同じ受付日・時間となります）